

令和3年1月7日

東京都知事 小池 百合子



「テレワーク緊急強化月間」及び「出勤者数の7割削減」の
取組について（要請）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、緊急事態宣言が発令されます。感染の拡大防止に向けては、人の流れ、人と人との接触を徹底的に抑えることが必要であり、感染の拡大防止と事業活動の両立を図るため、テレワークを強力に推進することが求められています。

このため都は、緊急事態宣言の期間である1月8日から2月7日までを「テレワーク緊急強化月間」とし、事業者の皆様には、「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施や、出勤が必要となる職場においてもローテーション勤務や時差出勤等を推進することにより、「出勤者数の7割削減」を目指すことを要請いたします。

都としても、中小企業制度融資の優遇措置の充実や、多摩地域の宿泊施設をサテライトオフィスとして提供する支援などにより、取組を後押ししてまいります。

つきましては、貴団体の加盟企業・団体等に、上記の取組の実施を強く働きかけていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

「テレワーク緊急強化月間」設定等のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、緊急事態宣言が発令されます。感染の拡大防止に向けては、人の流れ、人と人との接触を徹底的に抑えることが必要であり、感染の拡大防止と事業活動の両立を図るため、テレワークを強力に推進することが求められています。

このため都は、緊急事態措置の期間である1月8日から2月7日を「テレワーク緊急強化月間」とし、事業者の皆様には、「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施や、出勤が必要となる職場においてもローテーション勤務や時差出勤等を推進することにより、「出勤者数の7割削減」を目指すことを要請します。

都としても、中小企業制度融資の優遇措置の充実や、多摩地域の宿泊施設をサテライトオフィスとして提供する支援などにより、取組を後押しいたします。

テレワークは感染の拡大防止と事業活動の継続に有効な働き方です

**「テレワーク緊急強化月間」の設定（緊急事態措置の期間）
「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施等により
「出勤者数の7割削減」を目指すことを
事業者の皆様にご要請**

—東京都は、公労使による「新しい東京」実現会議における構成団体とともに、官民一体でテレワークの定着・浸透に向け、「テレワーク東京ルール」の普及推進に取り組んでいます—

「テレワーク東京ルール実践企業宣言」への登録を！

テレワーク東京ルール

テレワーク戦略ビジョン



我が社のテレワークルール

5つの戦略を踏まえルール策定

メガイベント時のテレワークルール

大会期間中等は原則テレワーク

「テレワーク東京ルール実践企業宣言」

テレワーク東京ルールの5つの戦略を踏まえ、「我が社のテレワークルール」を設定・宣言する制度

<登録の流れ>



(宣言書イメージ)

「テレワーク東京ルール実践企業宣言」の登録については、下記WEBサイトをご覧ください。
<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>



「テレワーク緊急強化月間」における都のサポート

制度融資の優遇措置

- ◆ 「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施に取り組む「東京ルール宣言企業」（宣言書に明示した企業）が制度融資（「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例）を利用する際の保証料補助を拡充（2/3補助 ⇒ **全額補助**）

詳細は下記WEBサイトに公表（令和3年1月12日予定）



<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>

宿泊施設を活用したテレワーク支援事業の拡充等

◆ 宿泊施設テレワーク利用促進事業の拡充等

- ・ ホテル等をテレワークオフィスとして活用する企業等への補助の再募集を開始
募集期間：**令和3年1月8日から令和3年2月26日まで**
- ・ 宿泊施設のテレワーク環境整備への支援の補助率等を拡充
補助率：2/3 ⇒ **4/5**
補助限度額：30万円 ⇒ **50万円**

◆ 多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供

- ・ 都が多摩地域の宿泊施設を借り上げ、テレワークの場として希望者へ安価で提供
5か所、1日100室程度

詳細は、本日の報道発表資料「宿泊施設テレワーク利用促進事業の拡充等について」及び「サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設を募集します！」を御参照ください

「『未来の東京』戦略ビジョン」事業

本件は、「『未来の東京』戦略ビジョン」を推進する先導的事業です。
戦略5 誰もが輝く働き方実現戦略
「新たな時代の働き方支援プロジェクト」

本件は、「ホストシティTokyoプロジェクト」に係る事業です。
「カテゴリー：人材育成・活躍支援 プロジェクト名：スムーズビズの推進」

【問い合わせ先】

「テレワーク緊急強化月間」に関すること
産業労働局 雇用就業部 労働環境課
電話：03 (5320) 4657

制度融資に関すること
産業労働局 金融部 金融課
電話：03 (5320) 4876

宿泊施設を活用したテレワーク支援事業等に関すること
産業労働局 観光部 受入環境課
電話：03 (5320) 4881

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言 宣言企業登録受付中

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言とは？

東京都は、テレワークの定着・浸透に向け、官民一体で取組を進めています。

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度とは、テレワーク東京ルールの5つの戦略を踏まえ、「我が社のテレワークルール」を設定・宣言していただく制度です。

テレワーク東京ルール

テレワーク戦略ビジョン



各企業は5つの戦略を踏まえ、「実践ルール」を策定

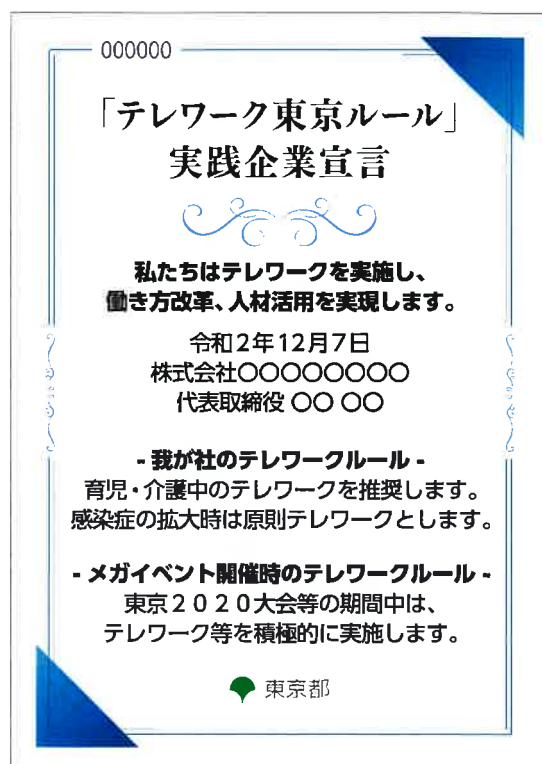
我が社のテレワークルール（設定例）

- テレワークデー・テレワークウィークの設定
- 育児・介護の期間中はテレワーク勤務
- 社内会議や商談はテレビ会議を活用
- テレワーク活用による障害者雇用の促進
- 感染症の拡大時は原則テレワーク

メガイイベント時のテレワークルール

- 東京2020大会期間中は、テレワーク等を積極的に実施

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言



宣言企業に対する融資や人材確保のサポート



1 ウェブサイト上での自社PR

「テレワーク東京ルール」の実践企業として都のウェブサイト上で自社PRができます。
先進的・モデル的取組を「TOKYO テレワークアワード」として表彰する予定です。



2 制度融資による資金調達

融資利率の優遇や信用保証料を補助する
制度融資の特例メニューが利用できます。



3 人材確保

宣言企業とテレワーク求職者との
マッチングイベント等に参加できます。

この取組は公労使会議を構成する
右記の7団体で推奨しています

東京商工会議所・東京都商工会連合会・東京都中小企業団体中央会

一般社団法人東京経営者協会・日本労働組合総連合会東京都連合会・東京労働局・東京都

対象事業者

東京都内で事業を営む企業・団体等
部署・支店単位での登録や個人事業主の方の登録も可能です

宣言の登録申請

1 申請の準備

登録申請はウェブサイトからのオンライン申請となっております。必要な情報を予めご確認のうえ「テレワーク東京ルール」実践企業宣言ウェブサイトへアクセスし、申請フォームへお進みください。

【申請に必要な事項】(* は必須事項)

- 会社名 *
- 法人番号
- 代表者名(氏名・役職名) *
- 郵便番号・所在地 *
- 電話番号 *
- 業種・従業員規模 *
- ホームページ URL
- 企業ロゴ
- 企業プロフィール *
- 担当者情報(氏名・メールアドレス) *
- テレワークルールの実施目標(最大3項目) *
- テレワーク社内規定(PDF または Word) *
- メガイベント開催時のテレワークルール *
- テレワークの取組に対する社内の声(最大3件)
- 誓約事項 *
- 個人情報の取扱い *

2 ウェブサイトから申請

申請フォームへ必要事項をご入力いただき、登録申請を完了してください。
申請を受理後、事務局及び東京都が審査を実施いたします。

3 審査

審査完了後、ご登録のメールアドレスへ審査完了のご連絡をいたします。
マイページで、宣言書のダウンロード・印刷や掲載状況の確認ができます。

※入力内容等に疑義がある場合、事務局もしくは東京都から別途ご連絡を差し上げる場合もあります。



お問い合わせ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言事務局 E-mail : info@teleworkrule-tokyo.jp
東京都 産業労働局雇用就業部労働環境課 TEL : 03-5320-4657



www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp

◀ スマートフォンからはこちらのQRコードでアクセス!



東京都

R70
TELEWORK RULE TOKYO

対象事業者

東京都内で事業を営む企業・団体等
部署・支店単位での登録や個人事業主の方の登録も可能です

宣言の登録申請

1 申請の準備

登録申請はウェブサイトからのオンライン申請となっております。必要な情報を予めご確認のうえ「テレワーク東京ルール」実践企業宣言ウェブサイトへアクセスし、申請フォームへお進みください。

【申請に必要な事項】(*は必須事項)

- 会社名 *
- 法人番号
- 代表者名(氏名・役職名) *
- 郵便番号・所在地 *
- 電話番号 *
- 業種・従業員規模 *
- ホームページ URL
- 企業ロゴ
- 企業プロフィール *
- 担当者情報(氏名・メールアドレス) *
- テレワークルールの実施目標(最大3項目) *
- テレワーク社内規定(PDF または Word) *
- メガイベント開催時のテレワークルール *
- テレワークの取組に対する社内の声(最大3件)
- 誓約事項 *
- 個人情報の取扱い *

2 ウェブサイトから申請

申請フォームへ必要事項をご入力いただき、登録申請を完了してください。
申請を受理後、事務局及び東京都が審査を実施いたします。

3 審査

審査完了後、ご登録のメールアドレスへ審査完了のご連絡をいたします。
マイページで、宣言書のダウンロード・印刷や掲載状況の確認ができます。

※入力内容等に疑義がある場合、事務局もしくは東京都から別途ご連絡を差し上げる場合もあります。



お問い合わせ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言事務局 E-mail : info@teleworkrule-tokyo.jp
東京都 産業労働局雇用就業部労働環境課 TEL : 03-5320-4657



www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp

◀ スマートフォンからはこちらのQRコードでアクセス!



東京都